伊東市告示第２２８号

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第１項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和８年１０月２９日

伊東市長　杉本　憲也

１　送達すべき書類

国税徴収法に基づく書類（伊収第７－５４１号）

２　送達を受けるべき者の氏名又は名称

志村　茅洋

３　公示送達する理由

送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため

（注意）

地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

なお、当該書類は伊東市役所総務部収納課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。